

# くらしの情報案内

## 町民課

☎ 47-2203  
税の関係 ☎ 47-2193

役場1階 窓口1番

### バイク・軽自動車などの 廃車届けは3月31日まで

軽自動車税は、バイク(原付)、オートバイ、軽四輪、小型特殊自動車などを所有している方に課税される町税です。

バイクや軽自動車などの譲渡や廃車により所有しなくなった場合は、すぐに届け出をしてください。

3月31日までに譲渡届や廃車届がない場合は、平成29年度も軽自動車税が課税されますので、期限までに届け出をしましょう。

### 所得税の確定申告

平成28年分の所得税の確定申告の相談および申告書の提出を2月16日(木)から3月15日(木)まで、北見税務署および役場町民課で受け付けます。

申告書は「前年の確定申告書の控」や「確定申告の手引」などを参考に、ご自身で作成し、早めに提出してください。

出してください。

また、今回から確定申告時に、マイナンバーと本人確認書類(運転免許証など)が必要となりますので、忘れずにご持参ください。

なお、役場町民課で左記の日程により夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。

#### ○夜間窓口

3月6日(月)~10日(金)  
17時30分~20時30分

#### ○閉庁日窓口

3月11日(土)・12日(日)  
10時~14時

※夜間および閉庁日の特設窓口は北見税務署では開設していませんので、ご注意ください。

なお、特設窓口開設期間は、納税相談および収納窓口も開設しますので、併せてご利用ください。

#### ○問合せ 町民課町民税係

### 自動車の抹消・移転の登録は3月31日までに

自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車をお持ちの方に納めていただく町税です。

なお、年度途中の申し込みについても随時受け付けています。

## 農地の平成28年賃借料を公表します

		10 a 当たり		
地域	件数	最高価格	最低価格	平均価格
川北地域	33件	10,000円	2,500円	7,394円
川南地域	34件	13,000円	2,000円	6,426円
訓子府川地域	4件	5,000円	2,500円	3,875円

■問合せ 農業委員会事務局(☎ 47-2204 役場2階 窓口2番)

- ・高齢者ハイヤー利用サービス
- ・路線バス高齢者利用支援

### 継続利用の申請を忘れずに

高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス高齢者利用支援事業の利用券の有効期限は3月

■問合せ 企画財政課(☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

31日までとなっております。既に利用登録をしている方には2月中に利用券の申請書を郵送します。4月以降も引き続きサービスを利用希望の方は、申請書に記入し、企画財政課まで提出してください。

なお、75歳以上の町民の方で利用登録をしていない方については、随時申請を受け付けています。

## 東日本大震災で被災された皆様にお見舞いを申し上げます

- ◇東日本大震災義援金  
251万3,910円(平成28年12月末現在)
  - ◇平成28年熊本地震義援金  
13万8,580円(平成28年12月末現在)
- 町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。(平成29年3月末まで受け付け)

町社会福祉協議会(☎ 47-3536 総合福祉センター内)

1月21日~2月20日  
「北方領土の日特別啓発期間」  
2月7日は  
「北方領土の日」  
です



人のうごき  
(12月末日現在)  
※カッコ内は前月比

▶人口  
5,201人(-21)  
男:2,461人(-6)  
女:2,740人(-15)

▶世帯数  
2,087世帯(-10)

救急出動件数  
228件

火災出動件数  
1件  
(12月末日現在)



85・90・95・100歳となる方  
※対象の方であれば、過去に23  
イブドク(ニューモバック  
ス)を1回以上接種したことが  
ある方は対象外となります。

#### ○受診方法

対象の方は、既に郵送している  
問診票を、医療機関に提出して  
ください。問診票を紛失された  
方は、福祉保健課健康増進係で  
お渡ししますので、ご連絡くだ  
さい。

#### ○接種費用

2,500円

#### ○問合せ

福祉保健課健康増進係

### 高額医療・高額介護合算 制度のお知らせ

医療保険や介護保険では、それ  
ぞれ1か月ごとの自己負担限度額  
を超えた部分を高額療養費や高額  
介護サービス費として支給してい  
ますが、さらに自己負担額を軽減  
するため、世帯内で医療と介護の  
両方を負担した場合に、1年間の  
自己負担額(高額療養費や高額介  
護サービス費を差し引いた自己負  
担額)の合計額がこの制度の基準